

京都大学	博士（ 法 学 ）	氏名	鈴 木 敦
論文題目	憲法史研究の解釈論的意義——制憲史の方法論的位置づけ		
（論文内容の要旨） 本論文は、史料に基づく憲法制定過程の検証という実証的手法を通じて条文の成立経緯を解明することにより、憲法史研究の解釈論的意義を明らかにすることを目的とし、制憲過程と憲法解釈との方法論的関係を論じた上で（第1部）、憲法第9条及び第24条の制定過程を解明し（第2部・第3部）、特に制憲史研究の意義を提示しようとするものである。 本論文は、占領下にGHQ主導で制定された日本国憲法特有の問題点、憲法史研究と憲法解釈との首尾一貫した方法論的関係の必要性などを指摘し、本論文の分析対象を提示した（序論）後、第1部では、まず法解釈論争を手懸かりに法解釈が実践的作用を伴うことを確認するとともに、法解釈における客観性の可能性を考察し、法理学における法解釈方法の検討を通じて歴史的解釈の意義を確認して、憲法史研究との関係を示す（第1章）。次に、制憲史研究に関する歴史学方法論上の課題を検討し、制憲過程における立法者意思について起草者・立法者・制憲者という概念を整理した後、立法者意思の特定には、制憲議会での審議だけでなく連合国側の動きを含めた制定過程全体を検証することの必要性を指摘し、制憲史的事実と憲法解釈との関係について、歴史的事実を直ちに解釈拘束要素とするのではなく、法解釈の実践的判断の基礎をなすものとして提示する（第2章）。 第2部では、まず連合国側の草案起草作業を取り上げ、第9条の起源がマッカーサー・ノート第2原則に求められること、自衛戦争をも禁じた同原則は条文案の起草を担当したケーディス民政局次長の判断によって修正を受け、マッカーサー草案第8条では、不戦条約と同様に自衛権留保と理解しうる規定となっていたことを指摘し、同条文案は、第1項で自衛戦争を留保しつつ第2項で戦力と交戦状態の権利を無条件に放棄する構成であったため1項・2項間に齟齬をきたす規定だったことを説く（第1章）。次に、日本側のマッカーサー草案翻案作業と政府案成立までの各案の変遷をたどり、自衛権と自衛戦力の位置づけ、衆議院憲法改正特別委員会小委員会速記録原本の閲覧による芦田修正の考察を行い、自衛戦力合憲解釈と芦田証言や審議過程との関係、この解釈と金森憲法担当大臣や佐藤法制局次長等の法制官僚との関係を解き明かす（第2章）。 また、極東委員会の対応を検証し、文民条項導入要求の経緯、貴族院小委員会の審議と日本側の理解、その後の解釈論的影響などを確認し、芦田解釈の可能性が複数の主体により指摘されていた事実を指摘して、芦田の主観的意図を離れても成立しうることを論じる（第3章・結章）。なお、芦田小委員会速記録の公開経緯及び英訳版速記録に見られる削除の実態を衆議院事務局の未公開資料			

料等により解明し、占領下の秘密会の性質をも再検討することにより、第2部の検証作業を補うのが補論である。

第3部は、憲法上の「家族」を中心に第24条の成立経緯を検証する。まず、明治憲法下での家族像、すなわち戸主権や家督相続といった旧民法上の家制度を概観した後、占領改革の基本方針と民政局における起草作業を追跡し、第24条原案は両性の平等だけでなく婚姻と家族の法的保護をも規定していたが、草案が纏まる際に修正されて家族保護規定は削除されたこと、その典拠とされたヴァイマル憲法第119条は、社会主義思想に対抗するための宗教的価値観に基づく家族保守的思考、「民族の維持と増殖」という共同体的利益への強い関心、家父長制的な運用実態といった特徴をもつが、第24条原案はそうした点を考慮して起草されたものとはいえず、その起草者意思は必ずしも明確でないことなどを示す（第1章）。次に日本側での翻案作業を検証し、マッカーサー草案第23条は日本側との折衝において更に修正を受け、家族を「人類社会の基礎」と位置づける一文が削除され、積極的な家族規定は姿を消したこと、そのため憲法上想定される家族像については日本側の審議が重要となるが、政府側は同規定が家制度を否定せず、この理解は帝国議会の審議でも見られたものの、司法法制審議会の民法改正作業における家制度廃止方針に応じて変化し、民法改正起草委員の政府への働き掛けによって本規定は「家制度の廃止」を要請するという一義的理解が成立したことなどを、確認している（第2章）。こうして第24条は封建的家制度を否定し、夫婦の同権、個人の尊厳、両性の本質的平等といった原則に基づく婚姻と家族にのみ法的基礎を与えるという意味で「公序」をなし、これと整合的な家族に法的保護を与えることを認める規定と位置付けるとともに、民法起草作業での意思決定が制憲議会の政府見解に影響を与えている点を指摘し、憲法制定と同時に改正作業が行われた基本法典との体系的連関に基づく憲法解釈の可能性を示唆する（結章）。

結論部分において著者は、これまで詳細に検討してきた制憲史上の事実を要約するとともに、それが憲法解釈上の重大争点に一定の解決の筋道を与えうること、第2部・第3部の成果を比較検討することによって制憲史研究の解釈論的意義、制憲史研究と憲法解釈とのあるべき関係を提示しうること、他方しかし、法の欠缺、確立した判例、憲法変遷といった諸点との関係では、制憲史研究の意義は限定的であることなどを指摘して、本論文を閉じている。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、制憲過程と憲法解釈との方法論的關係を整理するとともに、関係史資料の博搜・分析と議会議事録の精査という実証的手法を通じて憲法制定経緯を緻密に検証し、憲法史研究、特に制憲史研究がもちうる解釈論的意義を明らかにしようとする手堅い研究成果である。

日本国憲法は、被占領期に短期間で極秘裏に起草されたマッカーサー草案を基礎に、英米法に暗い日本側当局者が連合軍総司令部との折衝を繰り返した後に制憲議会の審議に付されたという経緯の故に、起草者意思の不明瞭さや立法技術的欠陥などの問題が残り、多くの憲法学説も条文の成立経緯や立法者意思を援用はするが、そうした経緯がもつ法解釈への意義を首尾一貫した方法論の下に提示して来なかった。このような問題意識から著者は、史料等に基づく実証的検証を経た制憲史的理解を示すことで客観的視座を提供し、不要な対立に解決の筋道を示そうとする。

その際、著者は、激しい解釈論争の故に多くの先行研究がある第9条を正面から取り上げる一方、憲法学の研究蓄積に乏しく規範内容が明確でない第24条の制定過程を克明に追跡する。この対比的な検証は著者独自の手法と評価しうるもので、起草者意思の明確さに違いがある場合に立法者意思と憲法解釈論の關係にどのような違いが生じるかを問うことで、その立論に深みを与えている。実際、著者は成立経緯に着目して、第9条の起草・制定担当者は法律専門家で典拠とする法文の規範的意味を知りつつ作業を進めたのに対し、第24条の担当者は専門家でなく典拠法文の規範内容を理解していたわけでもないとの事実を明解に示すが、この指摘は起草者意思の統一的評価にとって極めて有益である。また著者は、両者の規範性に着目し、第9条は直接的な裁判規範性に乏しく、第24条も両性平等原則を除けば裁判規範性が弱いという意味で司法的先例の形成を期待しえないという点を指摘して、両条の解釈に際して憲法学説が果たすべき役割は大きく、制憲史研究は重要な解釈論的意義をもつとする主張には相当の説得力がある。

もっとも、本論文には、第9条と第24条の解析度には引用資料等の点でやや精粗があり、連合軍総司令部を起草者とみた場合に国民主権との關係で原理的な疑問が生ずるなど、幾つかの課題を指摘しうる。また、新資料等に基づく綿密な第9条制定史研究ではあるが、ここで得られた結論自体は従来の一部の解釈学説のそれと同断で、これにより解釈学説が収斂するとも考えがたい。

とはいえ、首尾一貫した方法論の必要から説き起こし、著者独自の対比的手法を用いて制憲史研究と憲法解釈論との關係を詳細に論じた本研究は、学界に貢献する優れた学問的意義を有するものと評価しうる。

以上の理由により、本論文は博士（法学）の学位を授与するに相応しいものと認められる。

なお、平成23年2月7日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果、合格と認めた。